

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

令和四年四月八日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和三年十一月二日奈良県指令高土第三三一―一二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和四年三月二十九日高土第一〇一〇号

公共施設に関する工事の検査済証 令和四年三月二十九日高土第四二八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市北今市二丁目二七七番一、二七七番七、二七七番八、二七七番九、二七七番

一〇及び二七七番一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和高田市大字池尻二四二番地の七

東武建設株式会社 代表取締役 武藏弘

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市北今市二丁目二七七番一

水路 香芝市北今市二丁目二七七番一の一部